

消防総第 584 号
消防消第 225 号
消防予第 355 号
消防災第 155 号
消防地第 502 号
消防広第 338 号
消防応第 47 号
消防情第 182 号
令和 6 年 7 月 12 日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえた
今後の消防防災分野における推進事項について

平素より消防防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府では、本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震（以下、「本地震」という。）の教訓を踏まえた今後の対応について、「令和 6 年能登半島地震に係る検証チーム」を開催し、「令和 6 年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」や「令和 6 年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～」をとりまとめるとともに、消防庁においても、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、消防本部において事前に取りべき方策や、感震ブレーカー等の普及に向けた取組などの地震火災対策等についてとりまとめを行うなど、累次にわたる検証を実施してきました。

また、本地震を踏まえ、本年 6 月 28 日に実施された中央防災会議において防災基本計画の修正が決定されるとともに、同日付で消防庁において消防庁防災業務計画の修正を行ったところであり、各地方公共団体においても、これらを踏まえた地域防災計画の見直しを実施していただくよう依頼しているところです。

各都道府県知事におかれては、令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえた消防防災力の強化に向けて取り組むとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、下記の事項を周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

<参考>

- ・「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会とりまとめ」
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-149/03/houkokusyo.pdf
- ・「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」
https://www.bousai.go.jp/jishin/ното/taisaku_wg_02/pdf/siryo4.pdf
- ・「令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～」
https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/kensho_team.html

記

1 輪島市大規模火災を踏まえた火災予防、消防活動等の消防防災対策の強化

輪島市の朝市通り周辺で発生した火災は、地震時に半島沿岸部にある木造密集地域で発生したもので、焼失面積約4万9千㎡、約240棟焼損という大規模火災となった。

(1) 検証から得られた課題

- ① 条件不利地域である半島部での大規模火災であったため、道路の寸断により陸路での早期応援が困難であったこと
 - 道路の陥没等により消防職員の早期参集が困難であった。また、発災当初、多数の道路損壊や土砂崩落等の影響で限られた進出経路が地震により寸断され、大型車両による陸路での被災地への進出が困難であった。
- ② 地震・津波発生時に住民等が避難を要することによる火災発見・通報、初期消火の遅れ
 - 住民等が避難を要することにより、火災の発見が遅れ、初期段階で消火できなかった。
- ③ 地震による車両・消防団拠点施設（詰所）等消防施設の被災や管内での災害同時発生による消防力の低下
 - 消防車両の横転や消防団拠点施設（詰所）の倒壊・損壊により、消防車両の出動や資機材等の搬出が行えず、迅速な初動対応が困難であった。
- ④ 断水、地盤の隆起及び津波により消火栓や自然水利の確保が困難であったこと
 - 水道管の断水により消火栓が使用できず、倒壊した建物に阻まれ一部

の防火水槽から取水できなかつたことに加え、地盤の隆起により河川の水位が低下し、河川の一部地域で取水ができず、大津波警報等の発表により海岸からの取水も当分の間、困難であった。

- ⑤ 津波警報下での津波浸水想定区域における消防活動
 - 津波警報の発表時は、消防職団員は避難することを基本とするが、今回の火災では、津波警報が発表され続ける中、沿岸部での消火活動としてどう対応するのかといった課題が浮き彫りとなった。

- ⑥ 市街地の特徴等
 - 古い木造密集地域での大規模火災であったため、道路が狭隘であり、火災が発生すると延焼拡大しやすかった。
 - 朝市通りは拡幅を伴ったと思われる整備が行われているが、木造住宅等が密集する街区内部は、区画整理事業や再開発事業等は行われていなかった。

- ⑦ 倒壊した建物等が通行障害の原因となるとともに延焼媒体となった可能性
 - 焼失を免れた近隣街区には倒壊した建物が見られたことから、焼失範囲内にも一定数の倒壊した建物があった可能性があり、このことが延焼拡大要因の一つとして考えられる。

(2) 今後の対応策

地震・津波災害時には、住民等が避難を要することにより、火災の発見、通報、初期段階での消火が遅れ、また、災害の同時発生により、消防力が不足し、水道管の破断等により消防水利が確保できない等消火活動が困難な状況となり、特に木造密集地域等では大規模な火災につながるおそれがある。

このことから、各消防本部においては、以下に示す消防本部の体制強化と地震火災対策を推進すること。

- ① 地元消防本部の体制強化
 - ア 震災時の木造密集地域での活動について勘案した計画の策定等
 - 震災時に木造密集地域で火災が発生した場合に備え、各消防本部において、管内の必要な消防力の確保に努めるとともに、有限な消防力を効果的に活用し消火活動を行うために「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書」の提言に基づき策定している木造密集地域における火災防ぎょ計画について、優先的な部隊投入、消防水利の指定や延焼阻止線の設定など震災時に対応できる計画として見直しを行うこと。
なお、各消防本部において策定すべき計画については、全国の消防

本部の事例を踏まえつつ、消防庁において計画に盛り込むべき事項等
を通知する予定であることを申し添える。

イ 津波の状況に応じた活動のための効果的な情報収集等

- 各消防本部は、気象台とのリスクコミュニケーションを通じて、管内地域における津波災害のリスクや特徴について理解を深めるとともに、津波災害時に連携できる体制を構築（ホットラインの構築等）しておくこと。
- 消防機関において、津波監視や情報収集を行う体制の充実・強化を図るほか、都道府県等が提供している海面監視カメラ、津波監視情報の積極的な活用を図ること。
なお、各消防本部と気象台が津波災害発生時に連携できる体制の構築に向けた留意事項等については、消防庁において通知する予定であることを申し添える。

ウ 津波時の浸水想定区域での活動について勘案した計画の策定等

- 各消防本部においては、安全・的確に消防活動を行っていくため、活動時間や活動エリアの設定、退路の確認、安全管理、情報連絡体制等の計画等の策定を推進すること。
なお、各消防本部において策定すべき計画については、全国の消防本部の事例を踏まえつつ、消防庁において計画に盛り込むべき事項等を計画例として示す予定であることを申し添える。
- 津波による影響は地域ごとに違うため、計画の策定に当たっては地域特性や過去の災害事例を考慮するとともに、都道府県や市町村の担当部署とも連携しつつ、気象台など専門家の意見を踏まえた計画の内容にすること。
- 各消防本部においては、被害想定の変更や新たな技術革新に応じて、定期的に計画等を見直すこと。
また、計画に基づき平時から関係機関を交えた訓練を実施し、津波時の災害に備えるとともに、必要に応じ計画を見直すこと。
- 「消防の連携・協力の推進について」（平成 29 年 4 月 1 日付消防消第 59 号）に示す「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」において、市町村が作成することとしている連携・協力実施計画に基づき、津波時の浸水想定区域での活動について勘案した計画を共同で策定する場合の経費にあっては、特別交付税措置を講ずることとしているため、消防本部においては、こうした財政措置も踏まえ、計画策定の促進を図ること。

エ 消防水利の確保が困難である場合等における消火方策

- 消防水利の確保が困難である場合や津波警報下で浸水想定区域内の火災現場に部隊を投入できない場合は、火災の延焼拡大のおそれがあることから、航空機により延焼方向への予備散水を行うことで、

周囲への延焼阻止など一定の効果が見込まれると現場指揮者等が判断した場合は、空中消火を要請することが考えられる。

このため、市街地の空中消火について、あらかじめ都道府県の防災航空隊等と連携し、空中消火を実施する条件、要請手順、空中消火の散水要領等について定めた空中消火計画の策定を推進すること。

なお、各消防本部において策定すべき計画については、全国の消防本部の事例を踏まえつつ、消防庁において計画に盛り込むべき事項等を通知する予定であることを申し添える。

- 消防水利の確保が困難である場合において、延焼危険のある建物の部分破壊・除去による延焼阻止や道路上にある倒壊建物の除去による延焼阻止線の構築等により、火災の延焼拡大を阻止することも想定されるため、事前に重機所有の事業者等と協定を締結するなど協力体制を構築すること。

オ 火災の早期覚知、情報収集のためのドローン、高所監視カメラ等の整備促進

- 地震・津波発生時は地域住民が避難することで火災等の覚知が遅れることが懸念されるため、各消防本部は、管内の災害状況を迅速・的確に把握するため、ドローンや高所監視カメラ等の整備を行うこと。

カ 消防署等、消防施設の耐震化・機能維持

- 大規模災害等において、迅速に出動する体制を確保するため、消防本部、指令センター、消防署、出張所等の消防施設における耐震化や設備・資機材の転倒防止を図ること。あわせて、津波浸水想定区域外への移転、非常電源設備の整備等により消防防災拠点としての機能を維持するための対策を講ずること。
- また、指令システムがダウンした時に備えた通報受付マニュアルの策定や、119番回線のう回経路の整備などを行うこと。

キ 消防水利の確保

a 耐震性貯水槽の設置促進

- 各消防本部において、地震・津波災害時の大規模火災現場での消防活動に必要な放水量を確保するため、大容量耐震性貯水槽の整備や、分散配置、津波災害時の活動の安全を勘案した追加配置等の対策を講じておくこと。
- 既存の防火水槽について、周囲の家屋や施設等の倒壊等による影響及び津波浸水想定区域内にあることについて再点検し、地震時に的確に使用できるよう建物倒壊等の影響を受けない区域への移設などの対策を講じておくこと。

b 無限水利の活用

- (a) 海水利用型消防水利システム（スーパーポンパー）等の整備と

浸水想定区域外からの遠距離送水計画の策定促進

地震や津波発生時の大規模火災現場において、継続的な放水量を確保するため、津波浸水想定区域外にある河川等の自然水利を活用し、大容量かつ遠距離の揚水、送水が可能な海水利用型消防水利システム等の車両の整備を推進するほか、地域の実情に応じ、河川等の水利指定や部署位置、必要な車両台数等について定めた遠距離送水計画の策定を推進すること。

なお、各消防本部において策定すべき計画については、全国の消防本部の事例を踏まえつつ、消防庁において計画に盛り込むべき事項等を通知する予定であることを申し添える。

(b) 低水位河川でも使用可能な資機材（ディスクストレーナー等）の整備促進

地盤が隆起して河川の水位が低水位になった状況でも、河川に部署した消防車両が確実に取水し、消火活動に必要な放水量を確保するため、低水位河川でも取水可能なディスクストレーナー等の整備を推進すること。

② 地震火災対策の推進

ア 地域における火災予防の推進

- 家具転倒防止対策、耐震自動消火装置の付いた火気設備、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器等の普及を推進すること。
- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火や飛び火警戒の訓練、シミュレーションやD I G（Disaster Imagination Game, 災害図上訓練）を用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、住民の防災意識の向上を図ること。

なお、実災害時において、初期消火や飛び火警戒を実施する際は、建物倒壊や火災の延焼拡大、津波浸水等により逃げ遅れることがないように、安全に留意し可能な範囲で対応するよう訓練時等に指導すること。

イ 大規模地震時の電気火災対策

- 近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー等の普及を積極的に推進すること。
- これに当たり、防災基本計画（令和6年6月28日修正）において感震ブレーカーの普及が位置付けられたことを踏まえ、地域防災計画の見直しを実施すること。

また、当該取組の実効性を確保するため、木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして感震ブレーカー等の普及に向けた具体的な計画を策定（普及率の目標値、スケジュール、設置の支援等）することが重要であること。

なお、各地域における取組を促進するため、感震ブレーカー等につ

いて実態把握を行った上で、消防庁においてモデル計画を策定し、別途通知する予定であることを申し添える。

※なお、密集市街地の改善について、国土交通省より各都道府県密集市街地整備主務部長に対し、別添のとおり通知が発出されているため、あわせて、御参照いただきたい。

2 緊急消防援助隊の迅速な進出と効果的な活動に向けた体制強化

本地震では、発災直後から約 2,000 人規模の緊急消防援助隊が出動し、令和 6 年 1 月 1 日から 2 月 21 日までの 52 日間にわたり、21 都府県からの延べ約 5 万 9 千人に及ぶ隊員が緊急消防援助隊として被災地での活動に従事した。

(1) 検証から得られた課題

- 緊急消防援助隊については、これまでも実災害や訓練等の積み重ねにより、迅速な出動が可能となるよう取り組んできたところであり、本地震では石川県内に速やかに進出することができた。
一方で、発災当初、道路損壊や土砂崩落等により、大型車両による被災地への進出には困難が伴ったことから、道路事情が悪い場合における陸路での迅速な進出について検討が必要であること。
- 道路事情の悪かった本地震においては、自衛隊や海上保安庁と連携して輸送機や船舶等での進出が有効であった。このため、空路や海路による進出を念頭にした部隊の在り方の検討や関係機関との一層の連携強化の取組が必要であること。
- ヘリコプターによる救助や物資搬送が有効であった反面、発災当初はヘリコプターを必要とする事案の集約及び調整が円滑でなかったことから、航空運用調整の一層の強化が必要であること。
- 積雪寒冷地等であったことにより、活動及び宿営において過酷な状況であったことを踏まえ、緊急消防援助隊の隊員の活動環境の整備及び処遇の改善が必要であること。

(2) 今後の対応策

- ① 応援部隊の被災地への迅速な進出
 - 大型車による被災地への進出が困難である場合を想定し、小型車両の整備の促進及び大型車両と小型車両を組み合わせた部隊編成に努めること。
 - 狭隘な道路でも人員輸送や資機材搬送が可能な車両、関係機関の航空機や船舶を活用した進出が可能な車両、悪路等の悪条件でも救助可能な車両を組み合わせた部隊編成に努めること。

- 上記の方法で救助隊等の部隊進出を想定し、小型軽量で携行しやすい資機材を準備するよう努めること。
 - 早期に道路情報を把握できるようにするため、平時から緊急消防援助隊動態情報システムや総合防災情報システムを活用した情報収集、情報提供について習熟を図ること。
 - なお、消防庁では、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画や関連する要綱等の改正、各種通知の発出により具体的な運用を示す予定であることから、その趣旨を踏まえて各都道府県や各消防本部が定めている各種計画（応援・受援等実施計画など）の改正、体制整備を図ること。
- ② 関係機関との一層の連携強化
- 本地震の教訓を踏まえ、部隊の空路・海路進出が迅速に行えるよう、平時より自衛隊や海上保安庁等の関係機関と連携強化を図るとともに、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等の様々な機会を捉えて、関係機関と連携した実践的な輸送・進出訓練を実施すること。
 - 消防庁では、自衛隊輸送機等で輸送可能な消防車等の確定作業を進めることとしていることから、各消防本部にあつては適切に協力いただきたいこと。
- ③ 航空運用調整の強化
- ヘリコプターによる救助活動等を迅速かつ効果的に行うためにも、都道府県災害対策本部に設置され、ヘリコプターに関する任務の集約・調整を行う「航空運用調整班」が十分に機能することが必要である。このため、航空運用調整が都道府県の役割であることを十分に認識するとともに、災害時においてその役割を効果的に遂行できるよう、航空運用調整班の運営方法について、十分に確認すること。
 - 緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練をはじめとする各種訓練においては、航空運用調整班長とヘリコプターを運航する関係機関の確実な参加の下で航空運用調整の手順を訓練するとともに、事後検証を適切に行い、航空運用調整班の災害対応能力の向上を図ること。
 - 関係機関の集まる会議等の場を活用し、平時からヘリコプターを運航する機関との関係性の構築及び連携強化を図ること。
- ④ 緊急消防援助隊の活動環境の整備
- 積雪寒冷地等の過酷な状況を踏まえ、高機能エアートントや暖房器具等の資機材の配備やその取扱いの習熟、消火・救助・救急活動時の防寒対策の徹底等、活動環境改善に資する取組を推進すること。
 - また、緊急消防援助隊の処遇の改善については、別途通知する予定であるため、各消防本部においては、通知の趣旨を踏まえ、緊急消防援助隊として出動した場合の手当の支給について、適切に対応すること。

3 災害時の通信体制の強化

発災当初の通信途絶が生じている間、通話やデータの送付等が困難で意思疎通の手段に制約が発生した。一方、衛星インターネットの活用により、通信環境の一部改善も見られた。

(1) 検証から得られた課題

- 本地震で大きな被害を受けた地域において、防災行政無線等の屋外スピーカーの損壊や停電による電源喪失が発生したことから、防災行政無線等の設備の耐震化、非常用電源の強化、災害情報伝達手段の多重化をする必要があること。
- 指令センターと各署所間の通信ネットワークの断絶などが発生したことから消防指令システム及び消防救急デジタル無線の通信ネットワークの多様化、電源系統・機器の多重化をする必要があること。
- 本地震では、災害現場における通信状況が悪く、関係機関への情報伝達や様々な被災現場で活動する複数の活動部隊等の間における情報共有が円滑に行えないことがあったことから、地域衛星通信ネットワーク等による非常用通信手段の確保、動作方法の確認及び通信訓練の実施をする必要や衛星携帯電話・衛星インターネット機器による通信ネットワーク及び機器の多重化をする必要があること。
- 本地震では高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等による被災地の映像情報の安定した共有が行えないことがあったことから確実な映像伝送を行えるようにする必要があること。
- 本地震において消防庁から携帯電話事業者に対して、被災者等の位置情報提供要請が実施されたことを踏まえ、「災害時の位置情報の提供について（通知）」（令和6年6月28日付総基用第95号）が発出されたところであり、当該通知を踏まえて、携帯電話事業者に対する位置情報提供要請を積極的に活用する必要があること。

(2) 今後の対応策

- ① 住民への災害情報伝達手段の多重化
 - 防災行政無線等の設備の耐震化や非常用電源の強化等を含めた災害情報伝達手段の多重化を推進すること。推進に当たっては、障害者・外国人等に対しても、確実に情報を伝達できるように留意すること。
- ② 消防防災分野の通信基盤の強化
 - 災害時でも平常時と同様の部隊運用を継続できるよう、消防指令センターと各消防署間の通信手段をどのように多様化させるかを非常時の部隊運用体制を含め検討するとともに、電源設備においても、非常用発電機等が停止した場合も含め、どのようにバックアップ体制を取ることが適切かについて検討すること。

- 防災基本計画において、有・無線系、地上系、衛星系などによる伝送路の多ルート化などの推進、特に、地域衛星通信ネットワークなどの耐災害性に優れている衛星通信ネットワークの一体的な整備を図ることとされていることなどを踏まえ、大規模災害時に商用通信網が使えなくなった場合に備えて地方公共団体の庁舎などにおける非常用通信手段を確保すること。また、災害時における確実な運用ができるよう、必要に応じて、日頃の点検並びに職員による動作方法の確認及び通信訓練を行うこと。
- 災害情報等の収集・伝達の実施に当たっては、消防防災無線、衛星通信ネットワーク、衛星携帯電話等あらゆる通信手段を効果的に運用するとともに、必要に応じ通信設備及び通信回線の増強を行うこと。
- 高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等の、映像やデータの通信等マルチメディアに対応した情報の収集・伝達手段の導入を推進すること。

③ 要救助者の携帯電話位置情報の積極的な活用

- 「災害時に携帯電話等を所持している要救助者の位置情報が把握できない場合の対応について(通知)」(令和6年6月28日付消防情第173号)のとおり、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用すること。

※なお、災害発生時における外国人への情報伝達については、別途通知する予定であるため、通知後、あわせて御参照いただきたい。

4 大規模災害等に備えた消防団の更なる充実強化

本地震においては、消防団は、自らも被災しながら、地域住民の命を守るため、発災直後から避難の呼びかけや消防隊と連携した消火のほか、倒壊家屋からの救助、孤立集落からの住民搬送など、懸命な活動を展開した。

本地震をはじめとする大規模災害時には、複数の災害が発生し常備消防のみでは対応できない場合や、常備消防の現場到着まで時間を要する場合もあることから、地域に密着した消防団の役割は極めて大きく、消防団の充実強化を更に進めることが重要である。

(1) 検証から得られた課題

- 本地震では、地震や津波により、消防団拠点施設（詰所）が倒壊・損壊し、消防団車両の出動や資機材等の搬出が行えず、迅速な初動対応が困難となった事例や、消防団車両が消防団拠点施設（詰所）のシャッターに衝突し、出動まで時間を要した事例のほか、多数の道路損壊や土砂崩落等により、通常の消防車両の通行が困難となり、救助が必要な災害現場への迅速な進出が行えなかった事例などが確認されたことを踏まえ、消防団の災

害対応能力を一層強化するための積極的な取組が必要であること。

(2) 今後の対応策

① 施設・設備等の充実

- 今後発生が危惧される大規模災害等において、消防団の出動体制を強化するため、消防団員の安全確保はもとより、消防団拠点施設（詰所）の耐震強化や、車輪止めなどの設置により車両への影響を最小限にするなど、適切な車両の維持管理や定期的な点検整備を行うとともに、狭小・狭隘な道路や悪路でも通行可能な機動性の高い小型車両等の整備を一層推進すること。
- 消防団の迅速な災害対応を確保するため、女性や経験が浅い団員も含め、全ての団員が比較的容易に取り扱える小型化・軽量化された救助用資機材等の整備を推進するとともに、迅速な情報収集が可能なドローンや災害情報、団員の出動情報の共有等が可能なアプリケーションなど消防団活動の効率化につながるデジタル技術の活用を促進すること。

② 活動体制の充実強化

- 大規模災害等に備えた体制づくりには日頃からの訓練や地域における連携が重要であるため、ドローンを含めた救助用資機材等の訓練や、消防団活動に必要な準中型免許等の資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、啓発活動や避難所運営などの訓練等を通じた自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携促進などについても取り組むこと。

③ 団員確保に向けた更なる取組

- 依然として減少が続く消防団員の確保も重要であるため、女性や若者など幅広い住民への入団促進に向けた広報の充実や、消防団員の報酬等の処遇の改善、機能別団員・機能別分団制度や消防団協力事業所表示制度の活用促進、企業や大学等と連携した入団促進等に取り組むとともに、地域住民と消防団員等の交流等を通じた消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるなど、消防団の更なる充実に取り組むこと。

<参考>

- ・総務大臣書簡「消防団の更なる充実に向けて」（令和6年2月6日付）
- ・「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について」（令和6年2月6日付消防地第65号）

5 避難所の開設・運営及び良好な生活環境の確保

本地震においては、厳冬期に、高齢化の割合が高い地域で発生し、発災当初、過密な状態で避難所生活を送ることを余儀なくされたこと、断水が長期に及んだこと、備蓄が十分でなかったことなどから避難所運営に様々な課題があった。

(1) 検証から得られた課題

- 市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資等を十分に備蓄する必要があること。
- 避難者がそれぞれ避難所内での居場所を定めた後にレイアウト変更することは大きな労力を要することから、避難所の開設後、速やかにパーティションや簡易ベッドの設置などの居住環境を確保するとともに、高齢者・障害者・女性への配慮が重要であること。
- 災害発生時を想定し、避難所における良好な生活環境の確保を図るため、関係事業者との協定締結など平時からの連携体制の構築が必要であること。

(2) 今後の対応策

① 避難所の開設・運営

- 国が行うプッシュ型支援は遅くとも発災後 3 日目までに、必要となる物資が被災都道府県に届くよう調整をするものとされており、発災から 3 日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定していることや、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(令和 4 年 4 月内閣府)(以下「取組指針」という。)」を参考に、避難所における良好な生活環境が確保されるよう、平時から、市町村は指定避難所の環境整備(空調設備の設置や防災井戸などの給水施設の整備など)や地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、パーティション、簡易ベッド(段ボールベッド等)、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を十分に備蓄するとともに、都道府県において市町村の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄の確保に努めるなど必要な取組を積極的に進めること。
- 取組指針などを参考に、平時から避難所における良好な生活環境が確保されるよう、市町村は避難所の組織体制と応援体制の整備、障害者などの要配慮者に対する支援体制、避難所リスト及び避難者名簿の作成、避難所の運営責任者の配置、避難者の健康管理及び避難所の衛生管理、女性の視点を踏まえた避難所運営、在宅避難者等の状況把握など必要な取組を積極的に進めること。
- 障害のある方が同伴する身体障害者補助犬は、身体障害者補助犬法に基づく対応が必要であることから、災害時において、原則として、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず福祉避難所等で受け入れるべ

きであることに留意すること。

② 避難所における良好な生活環境の確保

- 本地震においては、被災者が安心して利用できるトイレ環境として、トイレカーやトイレトレーラー等が被災地で有効に活用された。トイレカー等については、平時から緊急防災・減災事業債等を活用して整備を進めている全国の自治体から派遣されたほか、高速道路会社からも派遣されるなど、被災地で有効に活用されたことを踏まえ、トイレカー等の整備に取り組むとともに、災害時に自治体間で連携して相互に派遣し合う体制を整えること。
- 避難生活に必要な備蓄物資を物資調達・輸送調整等支援システムにて入力・管理するとともに、災害発生時には、同システムを活用して直ちに備蓄状況を確認し、必要な物資を速やかに把握できる体制を整えること。
- 防災井戸の位置を地域防災計画や住民向けの防災マップなどに掲載するなどし、平時から防災井戸の整備場所を地域住民に周知するよう取り組むこと。
- なお、指定避難所における空調設備、非常用電源、バリアフリー化、衛星通信システム、水循環型のシャワー、防災井戸などの給水施設等の整備やマスク、手指消毒液等の避難所における感染症対策用物資に要する経費については、地方財政措置を講じている。また、指定避難所における生活環境改善や災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカー等に係る整備についても地方財政措置を講じている。

<参考>

- ・「災害用携帯トイレ・簡易トイレの備蓄について」（令和4年9月30日付内閣府及び消防庁事務連絡）
- ・「大規模災害時のための毛布の備蓄について」（令和4年12月21日付内閣府及び消防庁事務連絡）
- ・「大規模災害時における毛布のプッシュ型支援の手順等について」（令和4年12月21日付内閣府及び消防庁事務連絡）
- ・「指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について」（令和5年7月12日付内政防第2842号、消防災第131号）
- ・「避難所における空調設備の設置等について」（令和5年7月31日付内閣府・消防庁・文部科学省事務連絡）
- ・「避難行動要支援者の避難行動支援の適切な実施について」（令和6年4月15日付内閣府・消防庁事務連絡）
- ・「地方公共団体における備蓄の推進及び「物資調達・輸送調整等支援システム」への入力について」（令和6年4月26日付内閣府政及び消防庁事務連絡）
- ・「「消防防災施設・設備整備に関する財政措置活用の手引き（令和6年度版）」の周知等について」（令和6年6月28日付消防庁事務連絡）

- ・「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（令和4年4月内閣府）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204kankyokakuho.pdf>

6 地方公共団体における受援体制の構築と防災訓練の実施

本地震においては、県庁から政府の現地対策本部に、受援側の関係部署と近接した執務スペースが提供され、県の災害対策本部との連携が図られた一方、執務スペースやネットワーク環境などの整備が課題となった。そのため、政府の現地対策本部から見て、県側の業務内容や指揮命令系統の把握が困難で、情報や作業依頼の錯綜等が生じた。

また、被災自治体の職員だけでは配送手段の確保や物資拠点の管理が困難であり、避難所単位での物資ニーズの把握には、物資調達・輸送調整等支援システムが活用されず、独自のアプリや聞き取りでのニーズ集約がなされた。

（1）検証から得られた課題

- 被災自治体においては、発災以降、災害対策本部の設置、被害情報の収集・伝達、応援の受入れ、救助・救急活動、避難所開設、要配慮者への対応、物資支援、インフラ・ライフラインの復旧、応急危険度判定、被害認定調査、仮設住宅の建設、生活再建支援、廃棄物処理、公費解体等、フェーズ毎に次々と生じる多岐にわたる業務を適切に処理していく必要があること。
- 大規模災害が発生した際には、被災都道府県の災害対策本部において、消防、警察、自衛隊などの実動機関に加え、基幹インフラの復旧に係る関係者や行政事務に係る応援職員など多数の人員が参集する。また、管内の被災市町村において住民避難や避難所の運営、ライフラインの復旧、支援物資の調達・提供など多岐にわたる対応が求められることから、都道府県においては、これらを迅速かつ的確に総合調整することが重要となること。
- 物資調達・輸送調整等支援システムについて、訓練等を活用して操作方法等の習熟が必要であること。
- 災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区における孤立時の状況把握などの対応について、関係機関が連携して訓練を実施する必要があること。

（2）今後の対応策

① 受援体制の構築

- 都道府県は、受援計画作成を通じて、庁内全体の受援担当者や受援対象業務ごとの担当者選定、応援職員の執務スペースのあらかじめの確保、応援職員等が宿泊場所として活用可能な施設のリスト化による受援体制を構築するとともに、民間事業者等との災害時における協定の

締結に取り組むこと。

- 上記に加え、都道府県は、救助関係機関の活動調整等のほか、災害対策本部が担う様々な業務について、平時から各職員に担うべき役割を認識させるとともに、対応能力の向上に努めること。
- 具体的には、大規模災害の発生を想定し、広域的応援・受援訓練を実施する際において、滞在施設の確保や役割分担など、受援計画や応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の受け入れ、さらには、職員が被災した場合を想定し、地域住民や地元企業による支援活動についても訓練メニューに含めるよう努めること。

② 防災訓練の実施

- 災害時における初動対応を想定し、避難所における段ボールベッド・パーティション・簡易トイレの設置、在宅避難者・車中泊避難者・二次避難者等を含む避難生活環境の把握・向上等を目標とした避難所運営訓練、輸送事業者等と連携した輸送事業者等と連携した支援物資の調達・輸送訓練の実施に努めること。また、在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者の発生も想定し、避難生活にかかる状況を把握し向上させるため、NPO・ボランティアに加え、保健師、社会福祉協議会や福祉事業者等、地域の支援者との連携を強化した訓練など、地域の実情に応じた訓練の実施に努めること。
- 災害時に活用可能なデジタル等の新技術として、初動期に有用な情報収集・共有や、緊急支援物資の調達・輸送、被災者支援手続等の各分野に係るデジタル技術があるが、これらについて、発災時に実際に活用できるようにシステムの操作習熟等を図る実践的な訓練の実施に努めること。
- 災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区について、孤立時の状況把握やドローンを活用した物資の輸送のほか、救助救出活動交通の確保、通信の確保などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めること。

<参考>

- ・「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月内閣府（防災））
- ・「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和 2 年 4 月内閣府（防災））
- ・「地方公共団体における業務継続計画・受援計画の策定について」（令和 6 年 3 月 27 日付府政防第 570 号、消防災第 62 号）
- ・「令和 6 年度総合防災訓練大綱について」（令和 6 年 6 月 28 日付消防災第 141 号）
- ・「令和 6 年度総合防災訓練大綱」

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r6taiko.pdf>

7 災害対策の手段としてドローンの活用の推進

本地震は、発災時刻が日没に近かったこともあり、航空機等による映像からは建物倒壊や土砂崩壊等の情報収集・分析が困難であり、被災地の現地状況の速やかな把握に困難が見られた。

また、孤立集落への輸送や悪路による渋滞を避けるため、ヘリによる輸送も行われたが、一度の搬送量が少なく、天候にも左右された。この課題に対し、孤立集落への物資輸送にドローンが試験的に活用され、徒歩で往復約 1 時間かかる危険な道を移動する必要がなくなるとともに、安全かつ短時間で物資を輸送した事例が見られた。

(1) 検証から得られた課題

- 管内の災害状況を迅速・的確に把握するため、自動航行をするドローン等の整備を促進していくことが必要であること。
- 陸路が断絶した場合も想定し、陸路の早期啓開や、空路・海路を活用した物資輸送に必要な準備について検討する必要があること。

(2) 今後の対応策

- 各都道府県及び市町村における関係主体（例：自主防災組織、民間企業）が災害時にドローンを迅速かつ的確に活用できるよう、令和 6 年度防災基本計画及び消防庁防災業務計画の修正を踏まえつつ、地域防災計画に災害対策の手段として、ドローンを活用した現地調査や物資輸送等を位置付けること。
- ドローンの整備にあつては、消防本部だけでなく防災部局においても緊急防災・減災事業債等を活用可能であるため、防災部局においても、こうした財政措置も踏まえ、対応の検討を行うこと。

<参考>

- ・「緊急防災・減災事業債における地方公共団体の防災部局が整備する災害対応ドローンに係る事業の取扱いについて（周知）」（令和 6 年 4 月 1 日付消防庁及び総務省事務連絡）
- ・「地方公共団体の防災部局における災害対応ドローンの活用について」（通知）（令和 6 年 4 月 1 日付消防第 70 号）
- ・「消防防災施設・設備整備に関する財政措置活用の手引き（令和 6 年度版）」の周知等について」（令和 6 年 6 月 28 日付消防庁事務連絡）

8 官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発の推進

- 経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において、デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化のため、

防災科学技術の開発・導入等を進めることとされたほか、統合イノベーション戦略 2024（令和 6 年 6 月 4 日閣議決定）、防災基本計画（令和 6 年 6 月中央防災会議）等においては、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発を推進することとされたところ。

- 消防庁では、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）等により官民連携による研究開発を推進しているところであるが、当該制度は消防機関（消防本部又は消防署）又は地方公共団体の消防・防災を担当する部署が研究協力者等として研究開発に参画することを必須としていることから、地域の実情に応じて、積極的に協力されたいこと。あわせて、災害上有効と認められる新技術について、積極的に導入されたいこと。

9 死者、行方不明者及び災害関連死の数値情報について

- 都道府県においては、災害等発生の際、公表する人的被害の数値に誤りや混乱が生じないように、死者、行方不明者、災害関連死等の集計の考え方を記載した「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」（平成 24 年 3 月 9 日付消防応第 49 号）について、担当職員等に教養する機会を定期的に設けるなど、当該通知の内容に関する理解促進に努めること。

以上

別添

国都安第42号

国住市第26号

令和6年7月12日

各都道府県

密集市街地整備主務部長 殿

国土交通省都市局都市安全課長

(公印省略)

国土交通省住宅局市街地建築課長

(公印省略)

密集市街地の改善について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、石川県を中心に大きな被害が発生し、輪島市の朝市通り周辺では大規模な市街地火災が発生しました。地震時に半島沿岸部（津波浸水想定区域）における木造住宅等が密集する地域で発生したものであり、地震により建物の倒壊や道路の陥没、断水や大津波警報の発表など、消防活動に一定の制約がある場合には、延焼による大規模火災につながる恐れがあることをあらためて知らしめるものとなりました。

そのため、今回の火災に関する調査結果等を検証し、今後取り組むべき火災予防や消防活動、防災まちづくり等のあり方について検討するため、総務省消防庁と国土交通省住宅局が共同で「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、外部有識者等に議論いただき、今般、報告書が取りまとめられました（別紙1）。

密集市街地整備部局におかれては、本報告書の内容も踏まえ、以下の事項について積極的に対応されるようお願いいたします。また、本通知の内容について関係市区町村に対しても周知されるようお願いいたします。

なお、消防庁より各都道府県知事等に対し、通知（参考別紙：「令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について」）が発出されていますので、併せてご参照ください。

記

1. 令和3年3月に閣議決定された住生活基本計画では、特に火災等の危険性が高く重点的な改善が必要と考えられる「地震時等に著しく危険な密集市街地」について、令和12年度までに最低限の安全性を確保し、おおむね解消することを目標として定めています。「地震時等に著しく危険な密集市街地」について、地域住民の協力も得ながら、より積極的・計画的に改善整備の取組みを推進してください。
2. 「地震時等に著しく危険な密集市街地」に該当しない地区や、密集市街地の改善整備を図る事業に取り組んでいない地区であっても、老朽木造住宅が密集していたり、地形的な特性等により過去に大火が起きたことがあるなど、大規模な延焼火災が発生する危険性が高い市街地がないか、改めて確認してください。
3. 危険性が高い密集市街地においては、地域住民へ危険性を周知し、火災時の迅速な避難行動や消防活動等について啓発するとともに、市街地の安全性を向上するために必要な対策を各地区の特性に応じて適切に実施してください。具体的には、延焼を抑制し避難路等となる道路の整備、公園・空地の整備、老朽化した建築物の除却や耐火性能のある建築物への建替え等を行うことが、密集市街地の対策として有効です。また、ハード対策を進めるためには、地域住民等の理解が必要であり、防災マップの作成や防災訓練の実施など、地域防災力の向上に資するソフト対策も合わせて行うことが重要です。
4. 上記2に必要な調査や、上記3の整備等を行う場合、防災・安全交付金等の基幹事業である住宅市街地総合整備事業や都市防災総合推進事業等による国費を活用することもできますので、積極的な調査及び整備の推進に努めてください。
5. 津波浸水被害が予想されている地域にある密集市街地など、特に消防活動に一定の制約があるような市街地では、防火地域、準防火地域、建築基準法第22条指定区域を指定するなど、長期的な視点で都市の不燃化を促すことも有効です。地域の特性や地元住民の意向を十分に踏まえつつ、都市計画部局等とも連携して検討に努めてください。

6. 老朽木造家屋等の倒壊による圧死等の被害を低減させることはもちろんのこと、特に密集市街地においては、道路閉塞を防ぎ、地区外への避難路の確保及び消防車の進入路を確保し、円滑に人命救助・消火活動等が実施できるよう、老朽木造家屋や避難・消防活動上重要な沿道の建築物等の耐震化を促進していくことも重要です。所有者への普及啓発の促進など、耐震担当部局等とも連携して耐震化の推進に努めてください。

7. 消防庁によると、平成28年の糸魚川市の大規模火災を踏まえ、「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」を指定した消防本部は全国に590本部あります。都道府県内の消防本部でそのような指定がされている地域がないか、指定されている場合は、消防活動計画がどのようになっているのかなど、消防本部等と連携しながら地域の特性に応じて必要な対策を考え、市街地の安全性の向上に努めてください。

第4 まちづくり

- 1 都市構造の不燃化や密集市街地の整備改善及び住民等の地域防災力の向上に資するソフト対策の引き続きの推進
 - 密集市街地は、延焼による市街地火災の危険性が高いことから、特に危険性の高い「地震時等に著しく危険な密集市街地」はもとより、それ以外の密集市街地においても、ハード対策とソフト対策の両面から安全性を向上させる取組を行うことが重要である。
 - 密集市街地において、地震や火災等の災害に強い市街地へと改善していくためには、延焼を抑制し、避難路となる道路の整備、避難場所となる公園・空き地の整備、老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建替え等を推進することが必要である。
 - こうした取組は、地元住民等の理解を得ながら地道に少しずつでも進めていく必要があり、防災マップの作成、防災訓練や防災パトロールの実施、防災に関する人材育成など、地域防災力の向上に資するソフト対策を推進することも必要である。
 - 特に、老朽木造住宅が密集している区域で津波浸水被害が予想されている区域については、今回の朝市通り火災で消防機関が極めて厳しい選択を迫られた経験を踏まえ、重点的に不燃化を進めるべきである。また、そのような市街地では、地域の特性や地元住民の意向を十分に踏まえつつ、防火地域又は準防火地域に指定するなど、長期的に不燃化を進めるべきである。
 - なお、老朽木造住宅が密集する地域は、消防活動が行われたとしても大規模な延焼火災が発生する可能性があることを踏まえ、地方公共団体において、地形的な特性等により過去に大火が起きたことがあるなど大規模な延焼火災が発生する可能性が高い市街地がないか、改めて確認することも必要である。
- 2 老朽木造家屋や避難・消防活動上重要な沿道の建築物等の耐震化の促進
 - 今回の地震被害を踏まえ、老朽木造家屋等の倒壊による圧死等の被害を低減させることが重要であることは言うに及ばないが、特に密集市街地においては、道路閉塞を防ぎ、地区外への避難路の確保及び消防車の進入路を確保し、円滑に人命救助・消火活動等が実施できるよう、老朽木造家屋や避難・消防活動上重要な沿道の建築物等の耐震化を促進していくことが重要である。また、耐震化を図ることで、地域住民による消火活動の可能性を高めることなども期待できる。
 - そのため、所有者に対する働きかけの工夫や、特に高齢者が居住する老朽木造家屋の耐震化に向けて課題を整理するとともに、所有者費用負担の比較的少ない応急措置的な方策も含め、住宅の耐震化を中心とした幅広い地震被害軽減のための方策を検討するなど、実効性の高い施策の推進に取り組んでいく必要がある。
 - また、津波浸水被害が予想されている区域については、今回の火災での経験を踏まえ、建築物等の耐震化についても重点的に進めるべきである。

※報告書は国土交通省HPに掲載しています。

URL : https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000093.html

(参考)

密集市街地の危険性を確認するうえで参考となる指標等を以下に例示します。これらも考慮しながら、地区の特性に応じて危険性を確認してください。

(1) 密集市街地の指標や特性等

○密集市街地の危険性を表す指標

【地震時等に著しく危険な密集市街地】

- ・想定平均焼失率が高い（20～25%以上）、不燃領域率が低い（40%未満）、木防率が高い（2/3以上）、延焼抵抗率が低い（35%未満）
- ・地区内閉塞度が大きい（3～5）

【(H7調査) 全国の密集市街地 25,000ha】

- ・建築物棟数密度が大きく（60棟/ha以上）、老朽木造住宅棟数率が高い（50%以上）

【(H14とりまとめ) 緊急に改善すべき密集市街地 約20,000ha】

- ・住宅密度が高い地区（80戸/ha以上）で、倒壊危険性の高い住宅が多い（1/2以上）、または接道不良の住宅が多い（1/2以上）

【住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の重点整備地区】

- ・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上

地区の住宅戸数密度	地区内の住宅戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合
30戸/ha以上40戸/ha未満	7割
40戸/ha以上50戸/ha未満	6割
50戸/ha以上60戸/ha未満	5割
60戸/ha以上70戸/ha未満	4割
70戸/ha以上	3割

※建築物の棟数密度・老朽棟数の割合についても同様に考える

○地域特性等

- ・密集市街地の広がり
- ・密集市街地周辺の状況（土地利用、地形） 等

○過去に大火が起きたことがある地域（地域特有の風向・風速、都市の形状 等）

（２）消防体制の充実度や消防活動に一定の制約を課す要因の有無

（３）地域防災力の向上に資するソフト対策の実施状況